

届出の種類

届出	届出する人	届出の提出先	対象工事・作業	提出期限
大気汚染 防止法	工事施工者 (元請業者)	※1 の市域で作業を行う場合は、それぞれの市、その他の場合には、大阪府	・特定建築材料の除去工事を行う全ての工事 ・石綿含有成形板の使用面積が1,000m ² 以上の建築物等の解体等作業	作業開始の日の 14日前までに
労働安全 衛生法			耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業（計画届）	工事開始の 14日前までに
石綿障害 予防規則 (石綿則)		工事場所を管轄する 労働基準監督署	・上記以外の建築物における吹付け石綿の除去 作業囲い込み・封じ込め ・石綿含有の保温材、耐火被覆材・断熱材の 除去・囲い込み・封じ込め (作業届)	工事開始前までに
建設 リサイクル法	建築主 (所有者)	特定行政庁 ^{*2}	以下の工事 ・床面積の合計が80m ² 以上の建築物の解体 ・床面積の合計が500m ² 以上の建築物の新增築 ・請負代金の額が1億円以上の建築物の修繕模様替 ・請負代金の額が500万円以上の工作物の工事	工事開始の 7日前までに

建築基準法に基く手続等

	申請・提出する人	申請先・提出先	対象	提出時期等
建築確認申請	建築主(所有者)	特定行政庁 ^{*2} 又は 指定確認検査機関 ^{*3}	建築物の増改築、大規模な修繕・模様替え ※増改築、大規模な修繕・模様替えにおいて、 既存の部分に吹付け石綿等がある場合は、そ の処理等について事前確認が必要	建築確認後工事着手
定期調査報告	所有者・管理者	特定行政庁 ^{*2}	不特定多数が利用する施設等で、 ある一定の規模以上の建築物	用途により定められた 年度の4月1日から 12月25日まで (建築物は3年ごと、 建築設備・昇降機 については毎年)

※1 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市

※2 特定行政庁：大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市、その他の地域は、大阪府

※3 指定確認検査機関：建築基準法に基づく建築確認と検査を行う団体をいう。

定期調査報告について

定期調査報告制度は、不特定多数が利用する施設等で、一定の規模以上の所有者等が定期的に建築物の状況を調査し、その内容について行政に報告する制度です。

（建築基準法第12条第1項、第3項）

平成18年10月に施行された改正建築基準法により、定期調査報告制度の調査項目の中に「吹付け石綿等の有無」が追加されました。（平成19年4月1日より運用開始）

定期調査報告の対象となる建築物の所有者等は、吹付け石綿等の有無について確認しなければなりません。

また、定期調査報告の概要は申請により閲覧することができます。そのため、その建築物についての調査状況は誰でも確認できます。